

# 千葉県報

定例  
令和5年4月28日

第13832号

千葉県報

令和5年4月28日(金曜日)

## 主要目次

○	千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一
○	千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一
○	告示	
○	救急病院の認定	二
○	農業振興地域の区域の変更	二
○	土地改良区定款の変更認可	二
○	保安林の指定の解除	二
○	包括外部監査契約の締結	二
○	海区漁業調整委員会指示	二
○	千葉県海区漁業調整委員会指示第二百四十一号	二
○	公告	
○	頭首工管理規程の認可	三
○	都市計画用途地域の関係図書の縦覧	三
○	都市計画道路の関係図書の縦覧	三
○	都市計画地区計画の関係図書の縦覧	三
○	都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧	三
○	都市計画公園の関係図書の縦覧	三
○	特定調達公告	四
○	落札者等の公告(五件)	四
○	出先機関公告	五
○	令和六年度千葉県立農業大学校入学試験及び推薦入学生の選考の実施	五

## 規則

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県規則第三十九号

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則(平成九年千葉県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第四第十三号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第八条第一項」を「第十二条第一項及び第三十条第一項」に、「許可を要する宅地造成」を「宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内における許可を要する行為」に改める。

#### 附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。

(経過措置)

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。)による改正前の宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第八条第一項本文(改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による許可を要する行為は、改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則別表第四第十三号に掲げる行為とみなす。

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和五年四月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県規則第四十号

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則(平成三十一年千葉県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第十二号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第八条第一項」を「第十二条第一項及び第三十条第一項」に改める。

#### 附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。

(経過措置)

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号。以下「改正法」

という。)による改正前の宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第八条第一項本文(改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による許可は、改正後の千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則別表第十二号に掲げる許可とみなす。

告 示

千葉県告示第九十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があった次の病院を救急病院と認定した。

令和五年四月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 限
医療法人社団ふけ会 富家千葉病院	千葉市稲毛区長沼原町二七七番地一	令和八年四月二十七日

千葉県告示第九十二号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和五年四月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

芝山地域	変更前の区域	変更後の区域
	平成二十年千葉県告示第八十二号(農業振興地域の区域の変更)第二号変更後の区域の欄に掲げる区域	上欄に掲げる区域から次の図の斜線部分の区域を除いた区域(「次の図」は省略し、その関係図書は、千葉県農林水産部農地・農村振興課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、香取郡東庄町窪野谷土地改良区の定款の変更を令和五年四月十九日付けで認可した。

令和五年四月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次の保安林の指定を解除する。

令和五年四月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
山武市蓮沼ホ字曙一四番六七から一四番七二まで
- 二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備、潮害の防備及び公衆の保健
- 三 解除の理由  
海岸保全施設用地とするため

千葉県告示第九十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。

令和五年四月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 包括外部監査契約の期間の始期  
令和五年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額を合算する。
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
  - 1 氏名 松本達之
  - 2 住所 野田市野田二六一番地
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
契約を締結した後及び監査の実施の通知があった後にそれぞれ概算により支払うものとし、監査の結果に関する報告の提出があった後に費用の精算を行うものとする。

海区漁業調整委員会指示

千葉県海区漁業調整委員会指示第二百四十一号

千葉県海面におけるうみがめの採捕について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和五年四月二十八日

千葉県海区漁業調整委員会会長 石井 春人

- 一 採捕の制限  
千葉県海面においては、うみがめ(あおうみがめ、あかうみがめ及びたいまいをい、これらの卵及び遺骸を含む。以下同じ。)を採捕してはならない。ただし、二に掲

げる者であつて、千葉海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）がうみがめの採捕の承認（以下「承認」という。）を行ったものについては、この限りでない。

二 承認の対象

承認の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 1 試験研究の用に供しようとする者
- 2 増殖の用に供しようとする者
- 3 その他委員会が特に認めた者

三 承認の条件

委員会は、承認をするに当たり次に掲げる条件を付けることがある。

- 1 承認を受けた者は、採捕したうみがめ（標本及び剥製を含む。）を販売してはならない。
- 2 その他委員会が必要と認める事項

四 承認証の携帯

承認を受けた者は、うみがめを採捕しようとする場合には、委員会が交付した当該承認に係る承認証を自ら携帯し、又は採捕責任者に携帯させなければならない。

五 承認の取消し

委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。

六 取扱要領

この指示に定めるもののほか、承認に関する事務の取扱いについては、委員会が別に定める。

七 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年六月一日から令和六年五月三十一日までとする。

公 告

頭首工管理規程の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、君津市末吉土地改良区の頭首工管理規程の認可申請を適当と認めるので、令和五年四月十九日付けで認可した。

令和五年四月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

頭首工管理規程の概要

団体営かんがい排水事業（末吉地区）により造成された梶山堰頭首工の維持、操作その他の管理について、管理規程において次の事項を定める。

- 一 貯水、放流又は取水に関する事項
- 二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項
- 三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

四 その他施設の管理に關し必要な事項

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

令和五年四月二十八日芝山町の変更に係る芝山都市計画用途地域の関係図書の送付があつたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和五年四月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画道路の関係図書の縦覧

令和五年四月二十八日千葉市の変更に係る千葉都市計画道路の関係図書の送付があつたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和五年四月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

令和五年四月二十八日芝山町の決定に係る芝山都市計画地区計画川津場地区地区計画の関係図書の送付があつたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和五年四月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

令和五年四月二十八日我孫子市の変更に係る我孫子都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があつたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

令和五年四月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画公園の関係図書の縦覧

令和五年四月二十八日千葉市の変更に係る千葉都市計画公園の関係図書の送付があつたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第

二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供す。

令和五年四月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

特 定 調 達 公 告

令和5年4月28日(金曜日)

この特定調達公告は、競争入札公告並びにその開くべき特定調達公告の題名を題名として記すこととする。

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。  
令和5年4月28日

千葉県知事 熊谷 俊人

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
  - ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
  - ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
  - ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
  - ⑥契約の相手方を決定した手続
  - ⑦入札公告日
  - ⑧随意契約による場合はその理由
  - ⑨その他必要な事項
- ①県庁舎電話設備整備事業 一式 ②千葉県総務部管財課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和5年1月20日 ④東日本電信電話株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目3番地 ⑤177,671,883円 ⑥一般競争入札 ⑦令和4年12月9日

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。  
令和5年4月28日

千葉県文書館長 大野 義弘

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
  - ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
  - ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
  - ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
  - ⑥契約の相手方を決定した手続
  - ⑦入札公告日
  - ⑧随意契約による場合はその理由
  - ⑨その他必要な事項
- ①文書館建物総合維持管理業務委託 一式 ②千葉県文書館 千葉市中央区中央四丁目15番7号 ③令和5年2月22日 ④株式会社アワロン 千葉市中央区矢作町540番地42 ⑤48,620,880円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年1月6日

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和5年4月28日

千葉県立西部図書館長 赤沼 知里

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
  - ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
  - ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
  - ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
  - ⑥契約の相手方を決定した手続
  - ⑦入札公告日
  - ⑧随意契約による場合はその理由
  - ⑨その他必要な事項
- ①千葉県立西部図書館総合管理業務委託 一式 ②千葉県立西部図書館 松戸市千駄堀657番7 ③令和5年2月17日 ④株式会社オーチェー千葉支店 千葉市中央区長洲一丁目23番4号 ⑤68,864,400円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年1月6日

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。  
令和5年4月28日

千葉県立東部図書館長 押澤 裕子

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
  - ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
  - ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
  - ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
  - ⑥契約の相手方を決定した手続
  - ⑦入札公告日
  - ⑧随意契約による場合はその理由
  - ⑨その他必要な事項
- ①千葉県立東部図書館総合管理業務委託 一式 ②千葉県立東部図書館 旭市ハの349番地 ③令和5年2月17日 ④新生ビルテクノ株式会社 千葉市中央区新町22番地1 ⑤67,320,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年1月6日

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。  
令和5年4月28日

千葉県がんセンター病院長 藤里 正視

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
  - ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
  - ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
  - ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
  - ⑥契約の相手方を決定した手続
  - ⑦入札公告日
  - ⑧随意契約による場合はその理由
  - ⑨その他必要な事項
- ①千葉県がんセンターで使用する電力 予定使用電力量 14,663,000キロワット時 ②千葉県がんセンター事務局 千葉市中央区仁戸名町666番地2 ③令和5

年4月1日 ④東京電力エナジーパートナー株式会社 千葉市中央区富士見二丁目9番5号 ⑤397, 571, 332田 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

出 先 機 関 公 告

令和六年度千葉県立農業大学校入学試験及び推薦入学生の選考の実施

令和六年度千葉県立農業大学校入学試験及び推薦入学生の選考を次のとおり実施する。  
令和五年四月二十八日

千葉県立農業大学校長 山田 真司

一 千葉県立農業大学校(農業専門課程農学科) 入学試験

1 募集人数

八〇名(二の推薦入学により入学する者の数を含む。)

2 受験資格

高等学校を卒業した者(令和六年三月卒業見込みの者を含む。)  
法(昭和二十二年法律第二十六号)第二百二十五条第三項の規定に該当する者

3 試験期日

(一) A日程 令和六年一月十日(水曜日)

(二) B日程 令和六年二月十四日(水曜日)

4 試験場所

東金市家之子一、〇五九番地 千葉県立農業大学校

5 試験科目

(一) 筆記試験

(1) 必須科目

国語(国語総合(古文及び漢文を除く。))

(2) 選択科目

農業(農業と環境)及び理科(生物基礎及び化学基礎)の三科目のうちから一科目を選択する。

(二) 面接試験

6 受験願書の受付期間等

(一) A日程

令和五年十二月四日(月曜日)から十五日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
とし、その受付時間は午前九時から午後五時までとする。

なお、郵送による場合は、令和五年十二月十五日(金曜日)までの消印があるものに限り有効とする。

(二) B日程

令和六年一月二十二日(月曜日)から二月一日(木曜日)まで(土曜日及び日曜

日を除く。)  
とし、その受付時間は午前九時から午後五時までとする。

なお、郵送による場合は、令和六年二月一日(木曜日)までの消印があるものに限り有効とする。

7 受験願書の提出先

東金市家之子一、〇五九番地 千葉県立農業大学校庶務教務課入試係

8 合格発表

(一) A日程 令和六年一月二十五日(木曜日)

(二) B日程 令和六年二月二十八日(水曜日)

二 千葉県立農業大学校(農業専門課程農学科) 推薦入学生の選考

1 募集人数

約四〇名

2 推薦入学資格

高等学校等を卒業した者又は令和六年三月卒業見込みの者で、当該高等学校等における学業成績が特に優秀であり、かつ、当該高等学校等の長が推薦するもの

3 選考期日

令和五年十月十九日(木曜日)

4 選考場所

東金市家之子一、〇五九番地 千葉県立農業大学校

5 選考方法

書類審査、小論文及び面接により行う。

6 受験願書の受付期間等

受験願書の受付期間は令和五年九月十五日(金曜日)から二十九日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
とし、その受付時間は午前九時から午後五時までとする。  
なお、郵送による場合は、令和五年九月二十九日(金曜日)までの消印があるものに限り有効とする。

7 受験願書の提出方法及び提出先

(一) 提出方法

受付期間内に推薦者が取りまとめの上、提出する。

(二) 提出先

東金市家之子一、〇五九番地 千葉県立農業大学校庶務教務課入試係

8 合格発表

令和五年十月二十六日(木曜日)

三 千葉県立農業大学校(農業専門課程研究科) 入学試験

1 募集人数

二〇名(四の推薦入学により入学する者の数を含む。)

2 受験資格

次のいずれかに該当する者

(一) 千葉県立農業大学校農業専門課程農学科を卒業した者(令和六年三月卒業見込みの者を含む。)

(二) 学校教育法第二百五条第三項の規定に該当する者であり、かつ、都道府県立農業講習所、農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)による都道府県立農業者研修教育施設、鯉淵学園農業栄養専門学校若しくは学校教育法による短期大学において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者(令和六年三月卒業見込みの者を含む。)、農業改良助長法施行規則(平成十七年農林水産省令第四号)第四条第一項第三号に規定する農林水産大臣が指定する研修課程を修了した者又は千葉県立農業大学校長が農業に関して短期大学卒業者と同等以上の学力を有すると認める者

3 試験期日

(一) A日程 令和六年一月十日(水曜日)

(二) B日程 令和六年二月十四日(水曜日)

4 試験場所

東金市家之子一、〇五九番地 千葉県立農業大学校

5 試験科目

(一) 筆記試験 作物学、園芸学、畜産学及び農業経営学の四科目のうちから二科目を選択する。

(二) 面接試験

6 受験願書の受付期間等

(一) A日程

令和五年十二月四日(月曜日)から十五日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)とし、その受付時間は午前九時から午後五時までとする。

なお、郵送による場合は、令和五年十二月十五日(金曜日)までの消印があるものに限り有効とする。

(二) B日程

令和六年一月二十二日(月曜日)から二月一日(木曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)とし、その受付時間は午前九時から午後五時までとする。

なお、郵送による場合は、令和六年二月一日(木曜日)までの消印があるものに限り有効とする。

7 受験願書の提出先

東金市家之子一、〇五九番地 千葉県立農業大学校庶務教務課入試係

8 合格発表

(一) A日程 令和六年一月二十五日(木曜日)

(二) B日程 令和六年二月二十八日(水曜日)

四 千葉県立農業大学校(農業専門課程研究科)推薦入学生の選考

1 募集人数

約一〇名

2 推薦入学資格

次のいずれかに該当する者で、当該者が卒業し、又は卒業しようとする学校又は施設における学業成績が特に優秀であり、かつ、当該学校又は施設の長が推薦するもの

(一) 千葉県立農業大学校農業専門課程農学科を卒業した者(令和六年三月卒業見込みの者を含む。)

(二) 学校教育法第二百五条第三項の規定に該当する者であり、かつ、都道府県立農業講習所、農業改良助長法による都道府県立農業者研修教育施設又は学校教育法による短期大学において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者(令和六年三月卒業見込みの者を含む。)

3 選考期日

令和五年十月十九日(木曜日)

4 選考場所

東金市家之子一、〇五九番地 千葉県立農業大学校

5 選考方法

書類審査、小論文及び面接により行う。

6 受験願書の受付期間等

受験願書の受付期間は令和五年九月十五日(金曜日)から二十九日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)とし、その受付時間は午前九時から午後五時までとする。

なお、郵送による場合は、令和五年九月二十九日(金曜日)までの消印があるものに限り有効とする。

7 受験願書の提出方法及び提出先

(一) 提出方法 受付期間内に推薦者が取りまとめの上、提出する。

(二) 提出先

東金市家之子一、〇五九番地 千葉県立農業大学校庶務教務課入試係

8 合格発表

令和五年十月二十六日(木曜日)

五 その他

出願方法その他入学試験に関して不明な点は、千葉県立農業大学校庶務教務課入試係(電話〇四七五(五二)五二二二)に問い合わせること。

購読料 本号 一部

一八円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉 葉 〇四三(二三)二六五八

購読申込先